

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区の計画書の規定による特例許可の手續に関する条例の一部を改正する条例（平成22年12月22日京都市条例第39号）（都市計画局都市景観部景観政策課）

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区の計画書の規定による特例許可（以下「特例許可」という。）の手續に関し必要な措置を講じるとともに、規定を整備することとしました。

### 1 公共性のある施設に係る建築物に係る建築計画に対する特例許可の手續に関する規定の全部適用

学校等の公共性のある施設に係る建築物に係る建築計画については、従来、建築計画に対する特例許可の手續に関する規定のうち、建築計画の概要の公告及び縦覧、説明会の開催並びに建築計画についての意見書の提出等の手續に関する規定を適用しないこととしていましたが、この度、当該建築物に係る建築計画についても、特例許可の手續に関する規定を全部適用することとします。

### 2 特例許可の変更の手續の明文化

特例許可を受けた者が当該特例許可を受けた後に申請の内容を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならないことについて明文化することとします。この場合において、市長が定める軽微な変更をしようとするときは、許可を受けることを要しないこととします。

### 3 規定整備

目次及び章名を付する等の規定の整備を行うこととします。

この条例は、平成23年4月1日から施行することとしました。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区の計画書の規定による特例許可の手續に関する条例の一部を改正する条例公布をする。

平成22年12月22日

京都市長 門川大作

京都市条例第39号

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区の計画書の規定による特例許可の手續に関する条例の一部を改正する条例

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区の計画書の規定による特例許可の手續に関する条例の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特例許可の手續（第3条～第12条）

第3章 景観審査会（第13条～第19条）

第4章 雑則（第20条・第21条）

附則

第1章 総則

第2条の次に次の章名を付する。

第2章 特例許可の手續

第9条第2項中「，前4条」を「，第5条から前条まで」に、「改めて前4条」を「改めてこれら」に改める。

第11条第1項前段中「公共性のある施設に係る」を「災害対策その他これに類する理由により緊急に建て替えを行う必要がある」に改め、同項後段中「当該標識を設置した」を「前項の規定による届出をした」に改める。

第12条第1項中「特例許可を受けようとする」を削り、「特定建築主は」の右に「，特例許可を受けようとするときは」を加え、同項に後段として次のように加える。

特例許可を受けた後に申請の内容を変更しようとする場合（別に定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）についても、同様とする。

第12条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 特定建築主は、第1項に規定する別に定める軽微な変更をしようとするときは、別に定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

第12条の次に次の章名を付する。

### 第3章 景観審査会

第19条の次に次の章名を付する。

### 第4章 雑則

第20条第1項中「申請」の右に「及び特例許可の変更の許可の申請」を加える。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区の計画書の規定による特例許可の手続に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第11条第1項並びに第12条第1項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後に改正後の条例第5条第2項の規定による届出をした特定建築主について適用し、同日前に当該届出をした特定建築主については、なお従前の例による。

(都市計画局都市景観部景観政策課)